



会則

第一章 名称

第1条 本会はエリスクラブ/Ellis Club(以下本会)と称する。

第2条 本会はラグビーを通して会員相互の友好と親睦を図るとともに、ラグビーを生涯スポーツとして愛し、普及発展に寄与する事を目的とする。

第3条 本会は下記を1947年創部から現在、そして未来への理念として重んじる。

1. 基本姿勢:「史を継ぐもの」

2. 運営全般:以下3つの言葉を「理念」として掲げる。

「多様性」・・・学校・ラグビー歴/能力・仕事の違いだけでなく、個性(考え方・性格)の違いも入る。

「公平性」・・・「出席者全員が試合に出場する」という単に「機会の公平性」だけでなく、技術・経験が足りない会員には指導を施した上で、試合の経験(勝った時の喜び、負けた時の悔しさ)を同じレベルで共有する。言わば、「結果の公平性」である。

「一体性」・・・①日々の活動に参加できない会員による年会費支払 ②白紺赤黄の年齢を超えた合同練習と試合実施上の支援 ③家族を交えたクラブイベントなど。

「多様性」「公平性」に於いてクラブ員全員を常に満足させることはできない。しかしながら、本会はそれらの差違を飲み込み、一体化させる包含性・寛容性を有している。

第二章 事業

第4条 本会は前条の目的を遂行する為に次の事業を行なう。

1. 他都道府県並びに海外のラグビークラブとの交流試合(招請及び遠征)を行なう。

交流試合には出席者全員が出場することを原則とする。

2. 会員の親睦を図るための集い。

3. 各種ラグビー大会等への参加。

4. 年少者ラグビー普及のための支援。

5. その他、本会の目的達成の為必要な事業。

第三章 会員の入会資格

第5条 本会は広く門戸を開き、国籍・性別・年齢・ラグビー経験等すべての制限は排除し、ラグビーを愛し、メンバーを互いにリスペクトし、対戦相手・レフリー・すべてのステークホルダーに敬意を払うことができる人物とする

第四章 会員の種別・権利・特典

第6条 本会の会員種別は以下のとおりとする。

1. 正会員:第4条の資格を満たす者。ただし、他種別の会員を除く。
2. 遠隔地会員:正会員が転勤等で主たる居住地が関東圏以外となった場合に、主務に申し出て了承を得た者。また、主たる居住地によらず、役員会で承認を得た者は遠隔地会員扱いとすることができる。
3. 準会員:1年以内に正会員になると期待される者
4. 賛助会員:ラグビーのプレーは行わないが、本会の活動目的に賛同する者。

第7条 会員の権利・特典

1. 正会員:本会のすべての活動に参加できる。ラグビー協会(他チームで登録している場合を除く)、スポーツ安全保険へ加入する。
2. 遠隔地会員:本会のすべての活動に参加できる。ラグビー協会(他チームで登録している場合を除く)、スポーツ安全保険へ加入する。
3. 準会員:本会のすべての活動に参加できる。ラグビー協会には登録しない。スポーツ安全保険へ加入する。
4. 賛助会員:ラグビーのプレーには参加しないが、本会のその他の活動には参加できる。ラグビー協会、スポーツ安全保険への加入は行わない。

第五章 役員

第8条 本会の事業活動を行なう為、次の役員を置く。

会長 1名、クラブ主将 1名、カテゴリー主将・副将 若干名、主務 1名
副務 若干名、会計監査役 1名
名誉会長、担当役員を必要に応じて設ける事ができる。

第9条 役員の内命は以下のとおりとする。

1. 役員は総会において会員の互選をもって定める。
2. 役員は業務遂行の為、必要に応じて副を置くことができる。

第10条 役員の内命は以下の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、かつ会務を総理する。役員に職務を委任することができる。
2. クラブ主将は本会の事業活動に於ける最高執行責任者であり、カテゴリー主将と共に、事業の計画・立案を行い、会員へのリーダーシップを発揮の上、事業を実施する。
3. 主務は本会の事務局として会員への諸連絡、対外窓口折衝、並びに本会の金銭収支を行なう。
4. 会計監査役は本会の会計を監査する。

第11条 役員の内命は1年間とし、重任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は会長が指名し、役員会に諮り補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第六章 顧問

第12条 本会の運営上の観点より、会長に助言し、会長の諮問に応じる。

第13条 顧問は会長が指名、役員会に諮り、総会に報告する。

第七章 委員

第14条 本会の事業活動を適切に推進するため、特定の職務を担う委員を設ける事ができる。

第15条 委員は会長が指名、役員会に諮り、総会に報告する。

第八章 総会

第16条 定例総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じ会長が招集するものとする。

第17条 総会の決議は出席会員の過半数をもって決定する。会員は委任状をもって出席に代えることができる。可否同数のときは会長がこれを決定する。決議事項は下記の通り

1. 役員を選任及び解任
2. 年度会計(決算と予算)の承認
3. 年度事業の承認
4. 会則の変更
5. その他重要事項の承認

第九章 役員会

第18条 役員会は少なくとも毎年2回、クラブ主将が招集する。参考意見聴取の為、顧問・委員・他会員を役員会に招聘することができる。

第19条 役員会は総会の決議事項及び本会の目的達成に必要な事項について決定する。役員会の決議は半分以上の役員が出席し、その過半数をもって決定する。役員は委任状をもって出席に代えることができる。可否同数の時はクラブ主将がこれを決定する。

第十章 会計

第20条 本会の経費は次に掲げる収入をもって支弁する。

1. 年会費(金額は別に定める。*補足2参照)
2. 特別会費 …… 必要に応じて役員会で起案し総会で承認を得たもの。
3. 会合費 …… エントリーフィー等
4. 寄付金
5. その他の収入

第21条 年会費は年度の初めに口座振込で納入する。口座振込が困難な者は、事務局に申し出てその許可を受け、別途納入する。いったん納入された年会費は、年度途中の休会・会員種別の変更・退会の場合も返納しない。

第十一章 事業及び会計年度

第22条 本会の事業および会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

第十二章 休会・退会

第23条 休会・退会等の手続は以下のとおりとする。

1. 休会する者はクラブ主将に申し出て承認を得る事とする。その間の年会費および特別会費は免除する。
2. 退会を希望する者はクラブ主将に申し出て承認を得る事とする。
3. 本会の会員としての体面を汚したものは役員会の決議により除名することがある。

第十三章 その他

第24条 本会則に定めない事項又はこの会則の運用に関して疑義が生じた場合はラグビー精神に則り信義、誠実を第一として解決する。

《会則履歴》

2019年12月1日草案制定

2025年2月1日 改訂承認

(補則1)会員は本会の定めるジャージを有するものとし、対外試合には必ず着用する。ユニフォームセット(ジャージ、ストッキング、クラブタイ)は時価で支給する。パンツは会員の年齢別に下記の定める色のパンツを着用する。年齢は数え年齢に達する年初より適用する。

代表チーム・アンダー40・40歳代:白

50歳代:紺 60歳代:赤 70歳代:黄 80歳代:紫 90歳超:金

(補足2)入会金はなし。年会費は以下の通り

1.正会員:12,000円

入会月別初年度年会費:1月~3月 12,000円、4月 9,000円、5月 8,000円、6月 7,000円
7月 6,000円、8月 5,000円、9月~12月 4,000円

2.遠隔地会員:国内 6,000円 海外 なし 入会月別初年度年会費 適宜設定

3.準会員:3,000円

4.賛助会員:適宜設定

(補足3)部歌

あの子が山にやってくる

She'll Be Coming Round The Mountain